

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況</p> <p>ニ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ハ （略）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>